

Ⅲ 地域保健福祉課の業務概要

地域保健福祉課は、保健師関係指導事業、母子保健事業、成人・老人保健事業、一人ひとりに応じた健康支援事業、自殺対策推進事業、地域・職域連携推進事業、栄養改善事業、精神保健福祉事業並びに児童福祉、母子福祉、障害福祉等の社会福祉関係事業を主要業務としている。

管内市町村や医療・福祉・学校等関係機関と連携して、地域保健の充実を図り、地域住民の健康づくり活動への支援、環境整備に努めるとともに地域福祉の推進に努めた。

1 保健師関係指導事業

地域保健活動の推進のため管内保健師業務研究会、所内保健師研究会を開催し、保健師の資質向上と連携強化を図った。

2 母子保健事業

管内の母子保健事業が円滑に推進されるよう、母子保健推進協議会を開催し、市町村、管内医療機関、地域の関係機関等と現状や課題の分析を行った。

併せて、母子保健関係者研修会の開催及び「ダウン症児等長期療養児親の会」の支援を行った。

また、小児慢性特定疾病医療費助成や特定不妊治療費助成や特定不妊治療費助成の申請時に、相談対応を行い、情報提供に努めた。

3 成人・老人保健事業

がん検診受診率の向上を図るため、管内市町村の推進員等のがん検診推進委員育成講習会を実施しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点より中止とした。

4 一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じた確かな自己管理ができることを目的に、健康相談を実施した。

5 総合的な自殺対策推進事業

平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、すべての都道府県及び市町村が自殺対策計画を策定することとされた。当センターでは、当センターで実施する研修会等で、啓発チラシの配布を行った。

6 地域・職域連携推進事業

地域保健と職域保健が連携して、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備するために、協議会と作業部会を開催し、共同事業により糖尿病重症化予防について普及啓発を行った。

7 栄養改善事業

地域住民一人ひとりが、健やかによりよい生活が送れるよう病態栄養教室の開催、新要件における健康ちば協力店の登録を推進するとともに地域の食生活改善及び健康づくりを推進した。

給食施設指導では、管内 31 施設に対し個別巡回指導及び集団指導を実施し、栄養管理ならびに衛生管理の向上及び従事者の資質の向上に努めた。

8 歯科保健事業

例年難病及び障害者等に対し講習会等を実施することで、歯及び口腔内の健康増進を図っているが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から全事業を中止とした。

9 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づいて、入院事務等の業務のほか、精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問を随時行うとともに、精神科嘱託医による精神保健福祉相談を実施した。平成 30 年度より精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進のため、実務者会議に参加し、また委託事業所とともに代表者会議を開催し、長生圏域における精神保健福祉の総合的な対策を検討した。

10 肝炎治療特別促進事業

「千葉県肝炎治療特別促進事業」として、B 型及び C 型肝炎に対する抗ウイルス治療（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療）への公費による助成制度を実施している。

1.1 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

「千葉県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」として、B 型及び C 型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の外来及び入院医療費への公費による助成制度を実施している。

1.2 難病対策事業（指定難病等医療費助成事業）

平成 27 年 1 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、令和元年 7 月には、医療費助成の対象疾病（指定難病）が 333 疾病に拡大された。

1.3 受動喫煙対策

健康増進法の一部を改正する法律により、令和元年 7 月 1 日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙になり、令和 2 年 4 月 1 日から多くの人が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行った。

1.4 市町村支援

関係機関・団体との連携を図り、地域の保健福祉の推進を図るため管内市町村の健康づくり推進協議会、障害者福祉計画策定委員会等に出席した。

15 福祉関係事業

民生委員・児童委員の委嘱や活動費等に関する事務、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による業務、家庭相談員による児童・家庭問題の相談業務、母子・父子・寡婦福祉資金貸付事務、高齢者福祉、身体・知的障害者福祉事務等地域福祉の推進を図るため、管内関係機関と密接な連携のもと、地域における社会福祉行政の円滑な推進に努めた。

また、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づく相談や啓発活動を実施するとともに、「配偶者暴力相談支援センター」としてDV被害者の相談に応じ、関係機関と連携を図り支援している。

1 保健師関係指導事業

保健師は地域保健活動の推進のため管内保健師業務研究会、所内保健師研究会等を開催し、保健師の資質向上と連携強化を図った。

(1) 管内概況

管内保健師の就業状況は、令和2年4月1日現在、保健所8名（副センター長1名、地域保健福祉課3名、健康生活支援課4名）市町村54名である。

表1－(1) 管内保健師就業状況（令和2年4月1日現在）

（単位：人）

区分 年度	総数	保健所	市町村			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
平成30年度	58	8	36	4	10	-
令和元年度	57	8	34	5	9	1
令和2年度	62	8	37	5	8	4
茂原市	21	-	16	3	2	-
一宮町	5	-	3	-	1	1
睦沢町	6	-	3	1	1	1
長生村	6	-	4	1	1	-
白子町	7	-	6	-	1	-
長柄町	5	-	3	-	1	1
長南町	4	-	2	-	1	1

(2) 保健所保健師活動

保健所保健師は、関係機関・関係職種と連携を図りながら、広域的・専門的な各種保健指導業務を実施した。

表1 - (2) 家庭訪問等個別指導状況 (令和3年3月31日現在)

(単位：件)

種 別	区 分		訪 問 以 外 の 保 健 指 導				個 別 の 連 携 ・ 連 絡 調 整
	家 庭 訪 問		面 接		電 話	メー ル	
	実 数	延 数	実 数	延 数	延 数	延 数	延 数 (再 掲 : 会 議)
総 数	613	738	226	345	9,535	54	7,098 (26)
感 染 症	42	44	9	11	695	1	1,393 (0)
結 核	18	28	10	14	90	-	3 (1)
精 神 障 害	38	109	33	73	414	-	321 (6)
長 期 療 養 児	1	2	10	20	96	-	48 (1)
難 病	9	12	18	22	49	3	15 (2)
生 活 習 慣 病	-	-	-	-	8	-	- (-)
そ の 他 の 疾 病	-	-	52	80	168	-	49 (-)
妊 産 婦	-	-	-	-	-	-	- (-)
低 出 生 体 重 児	-	-	-	-	-	-	- (-)
(未 熟 児)	-	-	-	-	-	-	- (-)
乳 幼 児	-	-	-	-	4	-	16 (16)
そ の 他	505	543	94	125	8,011	50	5,253 (0)
訪 問 延 世 帯 数	137	225					

(3) 保健師関係研修(研究)会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

表1-(3)-ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	テーマ	主な内容	参加人員
令和2年 7月29日	現任教育	書面開催 通信として以下の内容を掲載 ・ 所長挨拶 ・ 新任期、新規採用者の自己紹介 ・ プリセプターの取組み インタビュー ・ 新型コロナウイルス感染症について ・ 今年度の研修計画について	69 名
令和2年 8月22日	災害時保健活動について、情報共有	ZOOMで開催 ・ 演習 「正しいPPEの着脱訓練」 講師：保健所職員 ・ 情報共有 千葉県災害時保健活動ガイドラインの様式改訂に伴い、様式の活用方法の確認	22 名

※新型コロナウイルス蔓延防止の観点より、第3回は中止となった。

イ 所内保健師研究会

表1-(3)-イ 所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和2年 7月27日	・ 所内の現任教育について ・ 難病患者、小慢児童等、災害時要支援者の対応について	7名
令和2年 8月29日	・ 千葉県災害時保健活動ガイドラインの様式変更に伴う保健活動について ・ 新型コロナウイルス感染症対策について	7名
令和2年 12月2日	・ 新型コロナウイルス感染症対策について	7名
令和3年 3月30日	・ 現任教育の評価について	7名

ウ 保健所保健師ブロック研修会

保健所保健師ブロック研修会の黒潮ブロックは、長生、夷隅、安房、君津、市原の5健康福祉センターが輪番で研修会を開催している。令和2年度は当センターが研修会の企画運営を行った。

新型コロナウイルス感染症による蔓延防止等の観点より下記内容について書面開催とし、ブロック内の保健活動について情報共有を行った。

表1-(3)-ウ 保健所保健師ブロック研修実施状況

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
令和2年 11月16日～ 11月30日	書面開催 ・新型コロナウイルス感染症の対応について ・災害時の対応について ・意見票による意見交換	33名

エ 管内新任保健従事者等研修会

管内の市町村に新規採用された保健従事者を対象に、集合研修を予定していたが新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点より中止となった。

(4) 管内看護管理者研修会

表1-(4) 看護管理者研修状況

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
令和3年2月3日	書面開催 新型コロナウイルス蔓延防止の観点より、管内看護職の集合研修は中止とし、書面による情報提供を行った。 【内容】 ・看護職員業務従事者届による就業人数について ・令和元年度医療機関立入検査看護部門調査結果について ・千葉県の看護師確保対策について ・管内のワーク・ライフ・バランスに向けた取組 ・新型コロナウイルス感染症対策について	17名

2 母子保健事業

母子保健法の改正により、平成 9 年度から住民に身近な一時的サービスは市町村に一元化され、保健所は専門的、技術的サービスを担うことになった。

専門的・広域的な母子保健の体制整備を目的として、ライフステージに応じた切れ目ない支援に資するための研修会や協議会等を開催した。

(1) 母子保健推進協議会

母子保健法に基づき、管内母子保健事業において、妊娠期から子育て期まで、切れ目ない支援を行うために、実施体制等について協議を行った。

表 2 - (1) 母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	構成員数	主な協議内容
令和 3 年 3 月 3 日 (資料送付日)	16 名	新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点により書面開催とした。 1. 報告 (1) 母子保健に関する状況 (2) 長生保健所母子保健推進協議会の取組みについて 2. 情報提供 (1) リスクの高い母子への継続支援について (2) 母子保健に関する相談窓口の一覧について

(2) 母子保健関係研修会

母子保健に従事する者の資質の向上を目的とし研修会を実施した。

年度内2回を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2回分を1日で開催できるよう、内容を見直し実施した。

表2- (2) 母子保健関係研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数 職種	内 容
母子保健従事者 研修会	令和2年 9月30日	18名 市町村保健 師、医療機 関職員	講演1 「産後ケアでつなぐ施設分娩と家庭育児」 講師：一般社団法人出産・子育て支援推進 機構理事 東邦大学看護学部長 福島富士子 氏 講演2 「特別な支援が必要な妊産婦に対する支援」 講師：国立保健医療科学院 国際協力研究部 主任研究官 大澤絵里 氏 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、 オンラインで開催。

(3) 母子保健に関する連絡調整会議

出産後の母子の心身のケア、育児サポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を目的として、各市町村が行う産後ケア事業について情報提供・共有を行った。

表2- (3) 母子保健に関する連絡調整会議実施状況

開催年月日	参加者数 職種	主な協議内容
令和2年7月20日	14名 市町村保健師	1. 子育て世代包括支援センター・産後ケア事業 に取組み(準備)状況 2. 産後ケア事業の情報提供 3. 質疑応答

(4) 人工妊娠中絶届出

母体保護法第 25 条により、医師から届け出された人工妊娠中絶実施報告に基づき妊娠週数別年齢階級別に届出数を記載した。ただし、届出数は管外分も含まれる。

表 2 - (4) 人工妊娠中絶届出状況

(単位：人)

区 分	平成 30 年度	令和 元 年度	令 和 2 年 度										
			総 数	20 歳 未 満	20 歳 以 上	25 歳 以 上	30 歳 以 上	35 歳 以 上	40 歳 以 上	45 歳 以 上	50 歳 以 上	不 詳	
妊 娠 週 数													
総 数	14	17	34	2	7	8	6	4	7	-	-	-	-
満 7 週 以 前	8	8	19	1	4	4	3	3	4	-	-	-	-
満 8 週 ～ 満 11 週	5	9	15	1	3	4	3	1	3	-	-	-	-
満 12 週 ～ 満 15 週	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
満 16 週 ～ 満 19 週	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
満 20 週 ～ 満 21 週	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 特定不妊治療費助成事業

千葉県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づき、平成17年1月より特定不妊治療（体外受精・顕微授精）対象者に経費の助成を行なっている。平成27年度より初回の助成額が15万円から30万円に拡充され、男性不妊治療への助成も開始された（平成28年1月20日以降の治療終了者）。

令和3年1月1日以降の治療終了者から所得要件が撤廃され、事実婚の夫婦も対象に含まれることになった。また、2回目以降の治療についても助成額が30万円（採卵を伴わなければ10万円）に拡充された。

ア 特定不妊治療費助成制度事業

表2-(5)-ア 特定不妊治療費助成実施状況

(単位：件)

年度・市町村	件数		延件数内訳			
	実件数	延件数	体外受精	顕微授精	男性不妊	その他
平成30年度	45	66	17	24	-(0)	25
令和元年度	61	104	28	36	-(0)	40
令和2年度	49	77	20	18	-(1)	39
茂原市	31	46	※男性不妊の件数は男性不妊治療単独の助成件数であり（ ）内の数値は、特定不妊治療を伴う男性不妊治療の助成件数である。			
一宮町	7	14				
睦沢町	1	1				
長生村	4	5				
白子町	3	6				
長柄町	1	1				
長南町	2	4				

(6) 不妊・不育相談事業

県内4保健所（松戸・印旛・長生・君津）で実施していた医師や助産師による不妊相談は令和2年3月末で終了し、「千葉県不妊・不育専門相談センター」で専門相談を実施している。各保健所での保健師等の職員による相談は従来通り実施している。令和2年度は特定不妊治療費助成事業の窓口申請時や電話により保健師が相談対応し、必要時に「千葉県不妊・不育専門相談センター」を案内した。

(不妊講演会)

表2-(6) 不妊講演会実施状況

開催年月日	内容	対象	参加人数
令和3年 1月(中止)	講演：「ライフイベントの選択」 講師：亀田総合病院生殖医療科 医師 ※上記内容で準備したが、新型コロナウイルス感染症の状況により中止した。	県立茂原高等学校 3学年	

(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

対象は慢性疾患で治療が長期にわたり、医療費も高額となる特定の疾病に罹っている児童（新規 18 歳未満・継続 20 歳未満）で、対象疾患は令和 2 年度末時点で 16 疾患群 762 疾病である。

表 2 - (7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況（各年 3 月 31 日現在）

（単位：件）

疾 患 名		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	茂 原 市	一 宮 町	睦 沢 町	長 生 村	白 子 町	長 柄 町	長 南 町
総 数		75	70	76	61	4	-	2	5	1	3
1	悪性新生物	16	14	14	11	-	-	1	-	-	2
2	慢性腎疾患	7	6	8	8	-	-	-	-	-	-
3	慢性呼吸器疾患	3	3	3	3	-	-	-	-	-	-
4	慢性心疾患	14	12	13	10	-	-	-	2	1	-
5	内分泌疾患	14	12	13	11	-	-	-	2	-	-
6	膠原病	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-
7	糖尿病	4	5	6	5	1	-	-	-	-	-
8	先天性代謝異常	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	血液疾患	3	2	2	1	1	-	-	-	-	-
10	免疫疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	神経・筋疾患	5	6	6	2	2	-	-	1	-	1
12	慢性消化器疾患	5	7	8	7	-	-	1	-	-	-
13	染色体又は 遺伝子に変 化を伴う症 候群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	皮膚疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	骨格系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	脈管系疾患	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-
	血友病等血 液・免疫疾患 (旧制度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(8) 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

児童福祉法第19条の22に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行った。令和2年度より新規事業としてダウン症児親の会によるピアカウンセリング事業を開始した。

ア 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（研修会、講演会、交流会等）

表2-(8)-ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

名 称	実施年月日	参加人数・内訳	内 容
ダウン症児親の会によるピアカウンセリング	奇数月の 第2水曜日 (1回開催)	5人 相談者 親の会会長 市町村保健師 保健所保健師	新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため zoom での開催とした。 ・発達支援センターについて ・障害者手帳について ・今後の育ちについて 等
関係機関への情報提供	令和3年1月	管内学校関係者	長生茂原学校保健会が発行している「令和2年度学校保健会報」へ寄稿し情報提供を行った。

イ 療育相談指導事業（療育指導連絡票に基づくもの）

・該当なし

ウ 訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表2-(8)-ウ 訪問指導事業実施状況(疾患別) (単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総 数	3	3	1
疾 患 名			
慢性呼吸器疾患	2	2	0
神経筋疾患	1	1	1

エ 窓口相談事業

表 2 - (8) - エ 相談内容 (単位：人)

内 容	平成 30 年度	令和元年	令和 2 年
相 談 者 数 (延)	90	82	20
申 請 等	84	32	6
医 療	2	5	-
家 庭 看 護	2	36	14
福 祉 制 度	-	4	-
就 労	1	-	-
就 学	-	3	-
食 事 ・ 栄 養	-	-	-
歯 科	-	-	-
そ の 他	1	2	-

※令和 2 年度は小児慢性特定疾病医療費助成制度の更新手続きが不要となったため、窓口相談は減少した。

窓口相談に代わり、受給者全員に電話で療養状況の確認を実施した。(電話：96 件)

オ 訪問相談員派遣事業

- ・該当なし

(9) 療育の給付制度

療育の給付（児童福祉法第 20 条）は、18 歳未満の結核入院児童に対しての医療及び日用品（学用品含む）等の給付を行なっているが、令和 2 年度の給付件数は 0 件である。

(10) 思春期保健相談事業

思春期の子どもたちが生命の大切さや心身の発達について理解し、自己及び他者を尊重した豊かな対人関係を築く力を育むことを目的に事業を実施した。

表 2 - (1 0) - ア 思春期保健関係者会議実施状況

事業名	開催日時	対 象	内 容
ひきこもり・不登校支援情報共有会	令和 2 年 7 月 31 日	教員、心理士等 不登校支援実務者 保健所職員 計 6 名	・支援者の感じている課題や、管内の不登校児童生徒の状況について共有した。
不登校支援関係者打ち合わせ	令和 2 年 12 月 24 日	教員、心理士等 不登校支援実務者 保健所職員 計 3 名	・研修会を効果的に実施するための方法について検討した。

表 2 - (1 0) - イ 思春期保健事業講演会

名 称	開催年月日	参加者	内 容
不登校・ひきこもり支援講演会	中止		不登校に悩む保護者向けに講演会を企画したが、新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点から中止とした。

(1 1) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等について
平成 31 年 4 月 24 日に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立し、公布された。

法に基づき、優生手術などを受けた方に支給される一時金に関する請求受付及び相談に応じている。令和 2 年度の当センターでの請求受付・相談は 0 件であった。

表 2 - (1 1) 管内居住者からの相談及び請求受付件数 (センター受付分)

年度	区分	請求受付件数	相談件数 (延べ)		
			電話等相談	来所相談	計
令和 2 年度		-	-	-	-

※一時金の支給に関する相談及び請求は健康福祉部児童家庭課でも居住地に関わらず受け付けている。

(1 2) その他会議や連絡会等

管内の母子保健担当者が一堂に会し、母子保健事業に関する情報共有

表 2 - (1 2) その他会議や連絡会等

開催年月日	参加者数 職種	主 な 協 議 内 容
令和 2 年 7 月 2 0 日	1 4 名 市町村保健師	1. 子育て世代包括支援センター・産後ケア事業に取組み (準備) 状況 2. 産後ケア事業の情報提供 3. 質疑応答

3 成人・老人保健事業

(1) 介護サービス施設・事業所設置状況

管内には、介護老人保健施設 4 施設・訪問看護ステーション 10 施設がある。

(地域資料編に記載のとおり)

ア 介護老人保健施設実地指導

なし

(2) がん検診推進員育成講習会

各市町村の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等（以下「推進員等」という。）に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより、受診率の向上を図る目的で研修会を企画したが、新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点より中止とした。

4 一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じた的確な自己管理ができるよう健康づくりの支援体制の充実に努めた。

(1) 健康相談事業

身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる男女を対象とし、健康相談に応じた。

表 4 - (1) 健康相談実施状況（電話）

(単位：件)

年度 \ 区分	男	女	総数
平成 30 年度	12	11	23
令和元年度	28	25	53
令和 2 年度	20	16	36

5 総合的な自殺対策推進事業

地域における自殺対策推進事業の一環として、当センターで実施する研修会等で、自殺対策啓発チラシ等の配布を行った。

(1) 住民向け講演会・相談対象者向け研修会

表5－(1) 研修会の実施状況

名 称	実施年月日	参加者数・職種	内 容
開催なし			

(2) その他の会議等

表5－(2) 会議等の開催状況

名 称	実施年月日	参加者数・職種	内 容
開催なし			

(3) その他の事業

該当なし

6 地域・職域連携推進事業

地域保健と職域保健の連携により地域・職域連携推進協議会を設置し、事業を実施している。平成28年度から『糖尿病重症化予防』をテーマに取り組んでいる。

表6－(1) 長生健康福祉センター地域・職域連携推進協議会開催状況

開 催 年 月 日	参 加 数	主 な 内 容
令和2年 12月11日～ 令和3年 1月29日	24名	<p>新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点より 書面開催とした テーマ：長生地域の糖尿病重症化予防の取組みに ついて（5か年計画の評価）</p> <p>1. 報告 ・令和2年度における長生健康福祉センター地域・ 職域連携推進協議会の取組み状況について ・令和2年度共同事業の進捗状況について</p> <p>2. 協議事項 ・長生健康福祉センター地域・職域連携推進事業 評価について</p> <p>3. 意見交換 ・意見票により意見聴取</p>

表 6 - (2) 長生健康福祉センター地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和 2 年 8 月 6 日	17 名	新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点より ZOOM による開催 ・令和 2 年度地域・職域連携推進事業の取組みについて ・5 か年計画の評価案の検討 ・関係機関の取組み共有
令和 3 年 1 月 29 日	17 人	緊急事態宣言の発令観点より書面開催 ・協議会結果報告

表 6 - (3) 共同事業開催状況

新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点から、集合研修は中止しチラシや会報等による啓発普及を行った。

開催年月日	主な内容
令和 2 年 10 月	・中核地域生活支援センターが発行し、管内小中学校、図書館、障害福祉施設等へ約 1000 部配付する「広報ひなた 50 号」へ糖尿病性腎症重症化予防に関する記事を掲載した。
令和 2 年 12 月	・茂原労働基準協会が発行し、加入事業所約 180 事業所へ配付する「茂原労基協会報 (1 月号)」へ糖尿病性腎症重症化予防に関する記事を掲載した。
通年	・糖尿病重症化予防を目的としたチラシを管内市町村、関係機関において 2000 枚配布をした。

7 栄養改善事業

地域住民の食生活改善・健康増進及び療養生活のQOLの向上を図るために、研修会や、健康づくりの担い手である食生活改善推進員及び栄養関係団体の育成・支援を行っているが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から研修や活動を中止することとなった。

また、給食施設に対して、よりよい給食が実施されるよう、栄養及び衛生管理について巡回個別指導を行うとともに給食従事者及び管理者の資質の向上を図るため書面開催による集団指導を行い、資料作成やアンケートの送付等を行った。

特に、管内の高血圧疾患発症予防を図るためには食塩摂取量の減少が重要であり、減塩の普及啓発を行った。

(1) 健康増進（栄養・運動等）事業

例年食に関する研修会や食生活改善推進員・調理師会会員等への「グー・パー食生活」「減塩」「メタボ予防」の推進のための研修を行っているが、今年度は中止とした。病態栄養教室では神経難病の食事に関する正しい知識を理解し、安心して食生活を送ることができるようリーフレット「おいしく、安全に食事をするための工夫～えん下が困難な方に～」を作成し、送付した。

表7-（1）健康増進（栄養・運動等）指導状況

（単位：人）

		個別指導延人員							集団指導延人員							
		栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	(再掲)訪問による栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他
		実施数														
	妊産婦															
	乳幼児															
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	1	1													
	20歳以上 (妊産婦を除く)	5	2						323	287						
(再掲)医療機関等へ委託	妊産婦															
	乳幼児															
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)															
	20歳以上 (妊産婦を除く)															

参照（地域保健・健康増進事業報告作成要領）

ア 病態別個別指導

表 7 - (1) - ア 病態別個別指導状況 (単位：人)

種別 \ 区分	計	生活習慣病	難 病	アレルギー疾患	摂食障害	その他
病態別栄養指導	6	1	2	-	-	3
病態別運動指導	-	-	-	-	-	-

※生活習慣病は、がん・高血圧・心臓病・高脂血症・糖尿病・肥満・貧血に関する指導をした場合に計上する。

イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

表 7 - (1) - イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

名 称	開催年月日	対象者	参加数	内 容
病態栄養教室	令和 2 年 12 月 11 日	管内神経難病患者	287	リーフレット「おいしく、安全に食事をするための工夫～えん下が困難な方に～」を送付

ウ 地域における健康づくり推進事業

表 7 - (1) - ウ 地域における健康づくり推進事業実施状況

名 称	開催年月日	対象者	参加数	内 容
地域健康づくり講習会	令和 3 年 3 月 30 日	給食施設 (事業所・寄宿舎) 健康ちば協力店	36	ポスター及び卓上メモ「今日からはじめる減塩のすすめ」を送付

エ 国民（県民）健康・栄養調査

表 7 - (1) - エ 国民（県民）健康・栄養調査状況

調査名	調査地区（対象）	調査年月日・調査内容等
令和 2 年度中止		

オ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表 7 - (1) - オ - (ア) 食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談 (個別)		普及啓発 (集団)		
		実相談食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品について		- ()	- ()	- ()	- ()	-
食品表示基準について (保健事項)	栄養成分	51	51	-	-	-
	特定保健用食品	-	-	-	-	-
	栄養機能食品	-	-	-	-	-
	機能性表示食品	-	-	-	-	-
	その他※	-	-	-	-	-
健康増進法第 6 5 条第 1 項 (虚偽誇大広告)		5	5	-	-	-
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-	-	-	-	-
		県民への相談対応・普及啓発				
		相談 (個別)		普及啓発 (集団)		
		延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)	
特別用途食品及び特定保健用食品について		- ()	- ()	- ()	- ()	-
食品表示基準について (保健事項)	栄養成分	-	-	-	-	-
	特定保健用食品	-	-	-	-	-
	栄養機能食品	-	-	-	-	-
	機能性表示食品	-	-	-	-	-
	その他※	-	-	-	-	-
健康増進法第 6 5 条第 1 項 (虚偽誇大広告)		-	-	-	-	-
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-	-	-	-	-

() 内は、特定保健用食品再掲

※ 栄養成分以外の内容だった場合 (特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く)

表 7 - (1) - オ - (イ) 食品表示等に関する指導状況 (表示違反への対応)

		指導状況 (個別)	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準について (保健事項)	栄養成分※	- ()	- ()
	機能性表示食品	-	-
	その他	-	-
健康増進法第 6 5 条第 1 項 (虚偽誇大広告)		-	-
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-	-

※ 栄養機能食品、特定保健用食品を含む

() 内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表 7 - (1) - オ - (ウ) 特別用途食品に対する検査・指導件数 (単位：件)

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
- ()	- ()	- ()

() 内は、特定保健用食品再掲

カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表 7 - (1) - カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個 別		集団指導		
内容	延人員	内容	延回数	延参加者数
-	-	-	-	-

(2) 給食施設指導

管内給食施設は96施設あり、給食施設の衛生管理及び栄養管理の向上を図るために、栄養指導員及び食品衛生監視員等と巡回個別指導を行うとともに、書面開催による集団指導も実施した。

令和2年度は、延31施設に巡回個別指導を行い、集団指導は2回延190施設に行った。

給食施設状況

表7-(2) 給食施設状況 (単位：件)

施設 総数	管理栄養士 のみ いる施設		管理栄養士 栄養士どちらも いる施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養士 栄養士 どちらも いない施設	管理栄養士 必置指定 施設		栄養成分 表示施設	栄養教育 実施施設
	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	栄 養 士 数	施 設 数	栄 養 士 数		施 設 数	管 理 栄 養 士 数		
96	21	23	17	33	26	30	33	28	-	-	95	56

ア 給食施設指導状況

表7-(2)-ア 給食施設指導状況 (単位：件)

区 分		計	特定給食施設		その他の 給食施設	
			1回300食 以上 又は 1日750食 以上	1回100食 以上 又は 1日250食 以上		
個別指導	給食管理指導	巡回個別指導施設数	31	7	12	12
		その他指導施設数	4	-	-	4
	喫食者への栄養・運動指導延人員	-	-	-	-	-
集団指導	給食管理指導	回数	2	2	2	2
		延施設数	190	26	100	64
	喫食者への 栄養運動指導	回数	-	-	-	-
		延人員	-	-	-	-

イ 給食施設個別巡回指導

表7-(2)-イ 給食施設個別巡回指導状況

	総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
			管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもある施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設	
			施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)
合計	96	31	21	6	17	2	30	11	28	12
指定施設①	計									
	学校									
	病院									
	介護老人保健施設									
	介護医療院									
	老人福祉施設									
	児童福祉施設									
	社会福祉施設									
	事業所									
	寄宿舍									
	矯正施設									
	自衛隊									
一般給食センター										
その他										
300食/回, 750食/日以上 (指定施設を除く) ②	計	13	7	7	4	2	1	2	2	2
	学校	8	4	5	3	1	1	2		
	病院	1				1				
	介護老人保健施設									
	介護医療院									
	老人福祉施設									
	児童福祉施設	1	1	1	1					
	社会福祉施設									
	事業所	2	2							2
	寄宿舍	1		1						
	矯正施設									
	自衛隊									
一般給食センター										
その他										
100食/回, 250食/日以上 (①, ②除く)	計	51	12	9		11		15	8	16
	学校	6	1	4				2	1	
	病院	7		1		6				
	介護老人保健施設	4	1	1		2		1	1	
	介護医療院									
	老人福祉施設	9	3	2		3		4	3	
	児童福祉施設	19	2	1				7	2	11
	社会福祉施設									
	事業所	6	5					1	1	5
	寄宿舍									
	矯正施設									
	自衛隊									
一般給食センター										
その他										
その他の給食施設	計	32	12	5	2	4	1	13	3	10
	学校									
	病院	2				2				
	介護老人保健施設									
	介護医療院									
	老人福祉施設	14	6	3	1	2	1	6	3	3
	児童福祉施設	7	2	2	1			3		2
	社会福祉施設	5	1					4		1
	事業所	3	3							3
	寄宿舍									
	矯正施設									
	自衛隊									
一般給食センター										
その他	1									

ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表 7 - (2) - ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導（単位：件）

	給食施設開始（再開）	給食施設廃止（休止）	給食施設変更届
届出数	1	-	26
指導数	1	-	26

エ 給食施設集団指導

表 7 - (2) - エ 給食施設集団指導状況

名 称	開催年月日	対象者	参加者数	内 容
給食施設従事者研修会	令和 2 年 8 月 18 日	給食施設の 管理者・調理 従事者等	95 名	書面開催（資料送付） ①衛生管理について ②感染症対策について ③栄養管理について
給食施設管理者等研修会	令和 3 年 3 月 24 日	給食施設の管 理者・栄養士 等	95 名	書面開催 災害対策状況を調べるための アンケートを実施 回収・集計し、結果を送付

(3) 健康ちば協力店推進事業

表 7 - (3) - ア 健康ちば協力店登録状況

令和 2 年度登録件数			累計状況	
登録件数	変更件数	取消件数	登録累計数	実登録店舗数
-	-	-	34（内取消 10）	24

表 7 - (3) - イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区 分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回 数	延人員	回 数	延店舗数	延人員	回 数	延人員
個別指導	-	-	-	-	-	-	-
集団指導	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-

(4) 栄養関係団体等への育成・支援

表7-(4) 栄養関係団体等への育成・支援状況

組織状況及び活動状況			保健所による育成状況	
名称	会員数及び加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
長生保健所管内食生活改善協議会	-	-	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から休会	-
長生保健所管内栄養士会	-	-	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から休会	-
長生保健所管内調理師会	-	-	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から休会	-

(5) 市町村への技術・助言支援等

表7-(5)-ア 市町村への技術支援、助言

名称	開催月日	対象者	参加者数	内容
-	-	-	-	-

表7-(5)-イ 管内行政栄養士研究会等の開催状況

名称	延回数	延参加人員	主な内容
長生保健所管内行政栄養士業務連絡研究会	-	-	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から休会

※ 市町村（在宅）栄養士研修会を含む

(6) 調理師試験及び免許関係

表7-(6) 調理師試験及び免許取扱状況 (単位:名)

年 度	調 理 師 試 験			免 許 交 付		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
平成30年度	28	15	53.6	29	7	6
令和元年度	25	16	64.0	28	6	10
令和2年度	22	16	72.7	29	8	6

(7) その他(各保健所の独自事業)

表7-(7) その他(各保健所の独自事業)

名 称	開催月日	参加人数	内 容
学生実習	令和2年 10月27日	5名	・講義「保健所業務について」 ・講話「保健所行政栄養士業務について」

8 歯科保健事業

難病及び障害者等に対し講習会等を実施することで、歯及び口腔内の健康増進を図っているが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和2年度は中止とし、令和3年度に持ち越すこととした。

(1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業

表8-(1) 難病及び精神障害者等歯科保健サービス実施状況

名 称	対象者	開催月日	内容	参加人員
開催なし	-	-	-	-

(2) その他(各保健所の独自事業)

該当なし

9 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、入院事務等の業務と併せ精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問をベースに専門性や広域での連携や調整が必要な事項について市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所等の地域の支援機関と連携を図り受療援助、精神障害者の社会復帰支援、普及啓発など地域精神保健福祉活動を実施した。

(1) 管内精神科病院と入院等の状況

管内の精神科病院数は2か所であり、人口1万人に対する精神科病床数及び入院患者数は千葉県全体より若干多くなっている。管内入院患者の7割近くは管内2か所の精神科病院に入院しており、二次医療圏域内（山武・長生・夷隅）の精神科病院に8割以上の入院患者が入院している。

表9－(1)－ア 管内病床数・入院患者の状況（令和2年6月30日現在）

区分 年度 市町村	管 内 人 口	精 神 科 病 院 数	病 床 数	人 口 万 対 病 床 数	県 内 病 院 患 者 の 数	人 口 万 対 入 院 患 者 数	管内の患者の入院先（再掲）					
							圏内病院への入院患者数				圏外病院への入院患者数	
							管内病院		管外病院			
							数	%	数	%	数	%
平成30年度	146,591	2	382	26.1	291	19.9	198	68.0	57	19.6	36	12.4
平成元年度	145,161	2	382	26.3	291	20.0	197	67.7	59	20.3	35	12.0
令和2年度	143,500	2	382	26.6	302	21.0	203	67.2	60	19.9	39	12.9
茂原市	86,720	2	382	44.0	168	19.4	110	65.5	32	19.0	26	15.5
一宮町	11,654	-	-	-	22	18.9	19	86.4	2	9.1	1	4.5
睦沢町	6,813	-	-	-	22	32.3	16	72.7	4	18.2	2	9.1
長生村	13,775	-	-	-	34	24.7	27	79.4	5	14.7	2	5.9
白子町	10,386	-	-	-	20	19.3	10	50.0	6	30.0	4	20.0
長柄町	6,728	-	-	-	18	26.8	11	61.1	5	27.8	2	11.1
長南町	7,424	-	-	-	18	24.2	10	55.6	6	33.3	2	11.1
県全体	6,284,300	53	12,001	19.1	8,391	13.4	5,509	65.7	775	9.2	2,107	25.1

(単位：件)

(注)人口は、各年7月1日現在。(千葉県毎月常住人口調査による)

表9－(1)－イ 管内病院からの届出等の状況 (単位：件)

種別 年度	医療保護入院届 (家族等の同意)	応急入院届	医療保護入院届の 退院届	措置症状 消退届	措置入院 定期病状 報告書	医療保護 入院定期 病状報告	その他
	平成30年度	131	-	126	9	1	129
令和元年度	139	-	136	3	0	131	0
令和2年度	125	-	119	10	0	125	1

※ その他は、転院許可申請 () 件、仮退院申請 () 件、再入院届 () 件の合計

(2) 措置入院関係

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく通報等は、法第23条の警察官通報が一番多く、調査により措置入院に関する診察が必要と認めた者については、法第27条及び法第29条の2(緊急措置)の規定に基づく精神保健指定医の診察を実施した。

表9－(2)－ア 申請・通報・届出及び移送処理状況

(単位：件)

処 理 申請通報等の別	申請・通報 届出件数	診察の必要 がないと認 めた者	法第27条の診察を受けた者			法第29条の2の診察を受けた者			法第29条の2の2の 移送業務		
			法第29条 該当症状 の者	その他の 入院形態	通院・ その他	法第29条 の2該当症 状の者	その他の 入院形態	通院・ その他	1次 移送	2次 移送	3次 移送
平成30年度	39	31	8			3		1			2
令和元年度	14	8	5		1	3					
令和2年度	18	10	8			4					2
法第22条 一般人からの申請											
法第23条 警察官からの通報	7	2	5			4					2
法第24条 検察官からの通報	3		3								
法第25条 保護観察所の長からの通報											
法第26条 矯正施設の長からの通報	8	8									
法第26条の2 精神科病院管理者からの届出											
法第26条の3 医療観察法に基づく指定医療 機関管理者及び保護観察所長 からの通報											
法第27条第2項 申請通報に基づかない診察											

※ 1 申請・通報・届出件数は、受理日で集計。

2 「法第29条の2該当症状の者」は、原則として法第27条の診察を受けた者の内数

3 1次・2次移送は診察までの移送、3次移送は措置決定後の病院までの移送

表9-(2)-イ 措置診察を受けた対象者の病名 (単位：件)

病名 年度結果	総数	統合失調症等	気分障害	器質性精神障害		中毒性精神障害			神経症性障害等	パーソナリティ障害	知的障害	てんかん	発達障害	その他の精神障害	その他
				認知症	その他	アルコール	覚せい剤	その他							
				F0		F1									
				F2	F3	F00～F03	F04～F09	F10							
平成30年度	9	7	1			1									
令和元年度	5	3	1			1	1								
令和2年度	8	8													
診察実施	要措置	8	8												
	不要措置														

- ※1 緊急措置診察を実施した結果、措置不要となった者 0名
- 2 緊急措置入院中に措置解除措置解除となった者 0名
- 3 その他には病名不詳を含む。
- 4 F0～F9、G40 は、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類（ICD カテゴリー）の分類。

表9-(2)-ウ 管内病院における入院期間別措置入院患者数（令和3年3月31日現在）（単位：人）

入院期間 年度	総数	6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
平成30年度	1	1			
令和元年度	3	3			
令和2年度	3	2	1		

表9-(2)-エ 申請・通報・届出関係の相談等（令和3年3月31日現在）（単位：人）

性・年齢 区分	実数	性			年齢					延回数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
相談	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訪問	7	7	-	-	-	2	5	-	-	24
電話	7	7	-	-	-	2	5	-	-	127

(3) 医療保護入院のための移送（法第34条）

精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障が認められるもの、本人の治療同意が得られない場合、その家族のうちのいずれかの者の同意がある時は、医療保護入院させるために知事の権限で応急入院指定病院に移送することができる。

表9-(3) 医療保護入院のための移送処理状況 (単位：人)

年 度	受付件数	指定医の診察件数	移送件数
平成30年度	-	-	-
令和元年度	-	-	-
令和2年度	-	-	-

(4) 精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

毎月2回、予約制により精神科嘱託医による定例精神保健福祉相談を実施するとともに、電話等により精神保健福祉相談員・保健師等により相談に対応、必要に応じて面接相談、訪問指導等を実施している。

表9-(4)-ア 精神科嘱託医による定例相談

実施日	時 間	場 所
偶数月・第2火曜日	14:00～16:00	千葉県長生合同庁舎内 長生健康福祉センター [長生保健所] 地域保健福祉課 2F 保健相談室
奇数月・第3火曜日	14:00～15:00	
毎月・第4金曜日	14:00～16:00	

表9-(4)-イ 対象者の性・年齢

(単位：人)

性・年齢 区分	実 数	性			年 齢					延 回 数
		男	女	不 明	20歳 未満	20歳 ～ 39歳	40歳 ～ 64歳	65歳 以上	不 明	
平成30年度	86	50	36	-	1	17	51	17	-	223
平成元年度	77	40	36	1	1	20	43	12	1	216
令和2年度	87	46	41	-	4	23	37	23	-	390
茂原市	53	33	20	-	1	16	20	16	-	173
一宮町	11	4	7	-	2	1	5	3	-	93
睦沢町	4	1	3	-	1	1	1	1	-	47
長生村	10	4	6	-	-	4	5	1	-	26
白子町	2	2	-	-	-	-	2	-	-	3
長柄町	3	-	3	-	-	-	1	2	-	41
長南町	2	1	1	-	-	-	2	-	-	5
管外・不明	2	1	1	-	-	1	1	-	-	2
相談	74	39	35	-	4	20	32	18	-	147
訪問	46	22	24	-	1	10	23	12	-	243

※1 同一人により相談を3回・訪問を2回した場合、相談実数1、訪問実数1、計2となり、延回数は5となる。

2 電話相談は計上していない。

表9-(4)-ウ 電話・メール相談延件数

(単位：件)

区分	計	男性	女性	不明
電話	1,480	768	707	5
メール	1	1	-	-

表 9 - (4) - エ 相談の種別 (延数) (単位：件)

種別 区分	総数	精神障害に関する相談				中毒性精神障害に関する相談			ギャンブルの相談	摂食障害の相談	心の健康相談	思春期の相談	老年期の相談	てんかん	その他の相談
		関診する療科ごとに	社会復帰等	生活支援	その他の相談	アルコール	覚せい剤	その他の中毒							
平成30年度	224	74	64	36	0	15	0	0	0	0	17	0	11	0	7
令和元年度	216	88	4	69	1	5	4	0	0	0	15	3	22	1	4
令和2年度	373	134	36	109	2	12	5	0	0	0	28	3	37	0	7
相談	計	132	35	17	32	1	3	0	0	0	22	3	15	0	4
	男	54	19	7	18	1	2	0	0	0	1	0	4	0	2
	女	78	16	10	14	0	1	0	0	0	21	3	11	0	2
	不明	0													
訪問	計	241	99	19	77	1	9	5	0	0	6	0	22	0	3
	男	99	38	6	31	0	6	5	0	0	4	0	6	0	3
	女	142	61	13	46	1	3	0	0	0	2	0	16	0	0
	不明	0													

表 9 - (4) - オ 援助の内容 (延数) (単位：件)

種別 年度	総数	医学的指導	受療援助	生活生活指導支援	社会復帰援助	紹介・連絡	方針協議	関係機関調整	その他
平成 30 年度	244	29	27	36	61	6	76	9	
令和元年度	261	29	49	92	2	7	80	2	
令和2年度	474	41	117	128	37	7	143	1	

(注) 援助内容は重複あり。

表 9 - (4) - カ 精神障害者の退院後支援相談対応件数

	支援計画対象者	計画に基づく支援者		
		本人同意あり	会議開催数	
合計	0	0	0	0

(5) 精神障害者社会復帰関係

精神障害者の社会復帰及び社会参加を促進するため、毎月、精神障害者のグループ活動「保健所デイケアクラブ」を実施していたが、近年民間病院のデイケアや相談支援事業所が増加したことにより、保健所デイケアクラブは終了した。また、管内の当事者交流会については、令和元年度から、長生郡市総合支援協議会精神障害部会が実施主体となり、保健所職員は開催・運営について協力していくことで、今後も活動を継続していくことになった。

表9-(5)-ア 当事者支援の実施状況 (単位：人)

区分 年度	開催回数	参加者					
		実人数			延人数		
		計	男	女	計	男	女
平成30年度	4	21	10	11	50	22	28
令和元年度	4	22	9	13	56	27	29
令和2年度	2	10	6	4	17	11	6

(6) 地域精神保健福祉関係

長生郡市総合支援協議会精神障害部会において精神障害者の地域生活について課題の共有や整理、研修会や啓発活動を行っている。構成員として月1回会議に参加し、管内医療機関、障害福祉サービス提供事業所、市町村等と連携を図っている。長生郡市精神障害者家族会ひびき会の例会や市町村・関係機関の主催する各種関係会議への出席に努めた。

表9-(6)-ア 会議・講演会等

名称	開催日	参加人数	対象者等
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム代表者会議	3月5日 (書面開催)	19名	医療機関・障害福祉サービス提供事業所・市町村等の関係者

表9-(6)-イ 家族教室・ボランティア講座・心の健康市民講座等

名称	開催日	受講者数		内容
		実数	延数	
開催なし				

表9－(6)－ウ 組織育成

(単位：件)

種 区分別	総 数	家族会	断酒会	その他 (当事者グループ)
支援延件数	2	0	0	2

(7) 心神喪失者等医療観察法関係

「心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」は、対象者に対し適切な医療を提供し社会復帰を促進することを目的とし、保健所は、保護観察所と連携しながら、会議等への参加や訪問などを行い、地域における支援を行っている。

表9－(7) 医療観察法に係る会議への参加

(単位：件)

会議種別	CPA 会議	ケア会議	その他
参加回数	-	-	-

- ・平成17年から医療観察法が施行されたことに伴い、保健所（健康福祉センター）においても各種会議への参加等が求められている。
- ・「その他」は、CPA 会議（Care Programme Approach の略）とケア会議以外の会議に参加した者を計上している。

10 肝炎治療特別促進事業

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の治癒を目的として、平成20年度からインターフェロン治療、平成22年度から核酸アナログ製剤治療、平成23年度からインターフェロン3剤併用療法への医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続き業務を行っている。平成26年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充されている。

表10-(1) 肝炎治療特別促進事業受給者状況

(単位：人)

治療 年度・市町村	核酸アナログ 製剤	インター フェロン	インター フェロンフリー
平成30年度	65	-	50
令和元年度	55	-	23
令和2年度	34	-	32
茂原市	21	-	20
一宮町	3	-	4
睦沢町	1	-	1
長生村	2	-	3
白子町	5	-	1
長柄町	2	-	2
長南町	-	-	1

11 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成30年12月から助成が開始され、窓口相談・申請手続き業務を行っている。

令和2年度については該当なし

1 2 難病対策事業（指定難病等医療費助成事業）

原因不明で治療方法が確立していない特定疾患 56 疾患の患者に対し、医療費の自己負担を助成していたが、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）に基づく医療費助成制度が平成 27 年 1 月 1 日に施行された。それに伴い対象疾患は 110 疾患に拡充され、さらに令和元年 7 月には 3 3 3 疾患に拡大した。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表 1 2 - (1) 特定疾患治療研究費受給者状況

(単位：件)

年度・市町村別 疾患名 下段：重症（内数）		平成	令和	令和	茂原市	一宮町	睦沢町	長生村	白子町	長柄町	長南町
		30 年度	元 年度	2 年度							
総 数		1	1	1	-	1	-	-	-	-	-
		1	1	1	-	1	-	-	-	-	-
5	スモン	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-
		1	1	1	-	1	-	-	-	-	-
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32	重症急性膵炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38	プリオン病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表12- (2) 指定難病医療費助成制度受給者状況

(単位：件)

疾患名	年度・市町村別										
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	茂 原 市	一 宮 町	睦 沢 町	長 生 村	白 子 町	長 柄 町	長 南 町	
合計	1,067	1,070	1,186	692	81	65	127	88	67	66	
0010 球脊髄性筋萎縮症	2	3	3	1	1	1					
0020 筋萎縮性側索硬化症	8	5	5	3		1			1		
0030 脊髄性筋萎縮症	2	2	2				1		1		
0040 原発性側索硬化症	1	1	1							1	
0050 進行性核上性麻痺	7	8	9	5		1	1	1	1		
0060 パーキンソン病	125	132	145	79	4	12	20	11	10	9	
0070 大脳皮質基底核変性症	4	5	7	4			1		2		
0100 シャルコー・マリー・トゥース病	1	1	1				1				
0110 重症筋無力症	44	44	48	27	3	4	6	1	2	5	
0130 多発性硬化症／視神経脊髄炎	17	13	14	6	1		3	1	1	2	
0140 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	3	3	3	2				1			
0150 封入体筋炎	0	0	1						1		
0170 多系統萎縮症	17	13	13	10			2			1	
0180 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	22	25	27	11	4		3	3	4	2	
0190 ライソゾーム病	1	1	1	1							
0200 副腎白質ジストロフィー	1	1	1	1							
0210 ミトコンドリア病	1	1	1	1							
0220 もやもや病	10	9	9	4	1		1	1		2	
0280 全身性アミロイドーシス	5	4	5	3	1	1					
0340 神経線維腫症	9	8	8	5				1		2	
0350 天疱瘡	3	4	4	2		2					
0370 膿疱性乾癬(汎発型)	2	2	2	1				1			
0400 高安動脈炎	5	7	7	3	1		1		2		
0410 巨細胞性動脈炎	3	4	4	1				2		1	
0420 結節性多発動脈炎	5	4	4	2		1		1			
0430 顕微鏡的多発血管炎	16	17	19	11	1	1		2	3	1	
0440 多発血管炎性肉芽腫症	5	5	5	5							
0450 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	4	6	8	4		1		1	2		

疾患名 下段:重症(内数)	年度・市町村別	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	茂 原 市	一 宮 町	睦 沢 町	長 生 村	白 子 町	長 柄 町	長 南 町
0460 悪性関節リウマチ		12	12	12	10				2		
0470 バージャー病		2	2	2	2						
0480 原発性抗リン脂質抗体症候群		1	1	1				1			
0490 全身性エリテマトーデス		83	83	88	52	6	7	11	7	2	3
0500 皮膚筋炎／多発性筋炎		34	29	37	27	2		3	5		
0510 全身性強皮症		37	33	34	15	5	2	3	5	2	2
0520 混合性結合組織病		13	14	13	7		1	2		1	2
0530 シェーグレン症候群		16	16	16	9		1	4	1	1	
0540 成人スチル病		6	5	7	5				2		
0550 再発性多発軟骨炎		0	1	1	1						
0560 ベーチェット病		25	26	29	21	2		2	3		1
0570 特発性拡張型心筋症		23	24	23	14	2	2		3	1	1
0580 肥大型心筋症		3	2	3	2	1					
0600 再生不良性貧血		11	7	7	4			1	1		1
0610 自己免疫性溶血性貧血		2	1	1	1						
0630 特発性血小板減少性紫斑病		31	24	28	16	4	1	1	4	1	1
0640 血栓性血小板減少性紫斑病		1	2	2	2						
0650 原発性免疫不全症候群		1	0	0							
0660 IgA腎症		8	10	14	5	3		1	2	1	2
0670 多発性嚢胞腎		8	9	13	10	1		1			1
0680 黄色靱帯骨化症		5	8	10	6	1	1	1			1
0690 後縦靱帯骨化症		35	41	48	27	3	5	6	1	5	1
0700 広範脊柱管狭窄症		2	2	3	2				1		
0710 特発性大腿骨頭壊死症		18	20	20	10	2		6	1	1	
0720 下垂体性ADH分泌異常症		3	3	6	2	1	1	1	1		
0750 クッシング病		2	2	2	1			1			
0770 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症		8	9	9	6			2			1
0780 下垂体前葉機能低下症		19	20	26	15	4	1	1	1	3	1
0790 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）		1	1	1	1						
0810 先天性副腎皮質酵素欠損症		2	2	2	2						
0840 サルコイドーシス		26	25	26	16		2	2	2	3	1

疾患名 下段:重症(内数)	年度・市町村別										
	平成 30 年度	令 和 元 年度	令 和 2 年度	茂 原 市	一 宮 町	睦 沢 町	長 生 村	白 子 町	長 柄 町	長 南 町	
0850 特発性間質性肺炎	20	18	29	15		4	5	1	2	2	
0860 肺動脈性肺高血圧症	4	5	5	1	1		1	1		1	
0880 慢性血栓性肺高血圧症	5	3	4	1	2				1		
0890 リンパ管筋腫症	0	1	1	1							
0900 網膜色素変性症	30	28	26	16	3		3	2	1	1	
0930 原発性胆汁性肝硬変	11	14	14	8	2		2			2	
0940 原発性硬化性胆管炎	2	2	2	1						1	
0950 自己免疫性肝炎	2	2	3	3							
0960 クロウン病	49	50	52	34	4	1	5	4	2	2	
0970 潰瘍性大腸炎	135	131	145	88	11	6	15	7	9	9	
1130 筋ジストロフィー	1	6	6	5			1				
1150 遺伝性周期性四肢麻痺	0	1	1					1			
1170 脊髄空洞症	1	0	0								
1260 ペリー症候群	1	1	1	1							
1270 前頭葉側頭葉変性症	0	0	1			1					
1280 ビッカースタッフ脳幹脳炎	1	1	1	1							
1450 ウェスト症候群	1	1	1			1					
1620 類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	4	7	7	5		1	1				
1710 ウイルソン病	0	1	1	1							
1910 ウェルナー症候群	2	2	2	2							
2120 三突弁閉鎖症	1	1	1	1							
2200 急速性進行性糸球体腎炎	0	1	0								
2220 一次性ネフローゼ症候群	8	16	18	9	2	2	1		1	3	
2240 紫斑病性腎炎	2	2	2				1	1			
2260 間質性膀胱炎（ハンナ型）	1	2	2				1	1			
2270 オスラー病	0	0	1	1							
2380 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	1	1	2	2							
2710 強直性脊椎炎	4	4	4	2			1	1			
2810 クリップペル・トレノネー・ウェーバー症候群	0	1	1	1							
2830 後天性赤芽球癆	1	1	3	3							
2960 胆道閉鎖症	1	1	1	1							
3000 I g G 4 関連疾患	1	2	2	2							
3060 好酸球性副鼻腔炎	1	1	4	2	2						
3310 特発性多中心性キャッスルマン病	1	1	2	2							

(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表 1 2 - (3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

(単位：人)

年度	総数	茂原	一宮	睦沢	長生	白子	長柄	長南
平成 30 年度	4	4	—	—	—	—	—	—
令和元年度	4	4	—	—	—	—	—	—
令和 2 年度	3	3	—	—	—	—	—	—

1 3 受動喫煙対策

健康増進法により、令和元年 7 月 1 日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙となった。また、令和 2 年 4 月 1 日から多くの人々が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行うとともに、指導によって改善が認められない場合等必要に応じて立入検査を実施した。

表 1 3 - (1) - ア 問合せ・苦情届出状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象外
令和 2 年度	45	2	42	1	—	—

表 1 3 - (1) - イ 立入検査状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象外
令和 2 年度	1	—	1	—	—	—

1.4 市町村支援

各市町村の実情に応じた市町村支援や協議会への参加等支援を行っている。

(1) 市町村への支援状況

表 1.4 - (1) 市町村への支援状況

項目 市町村	会議・連絡				技術的支援		
	会議名	回数	職種	主なテーマ	事業名	回数	職種
茂原市	健康づくり推進協議会	1	医	事業報告・事業計画 措置判定	精神保健福祉事業（事例 検討）	3	精、保
	老人ホーム入所判定委員会	3	医				
	要保護児童対策地域協議会	1	医				
	障害者福祉計画策定・推進委員会	2	課	計画の成果・評価			
	介護保険運営協議会	2	課	事業計画・進捗状況			
	地域包括支援センター委託法人選定委員会	1	課	選定の評価			
	認知症初期集中支援チーム検討委員会	1	課	情報交換			
	特別支援連絡協議会	1	医	事業報告			
	令和2年度第4回茂原市保健師業務連絡会	1	保	情報交換			
一宮町	障害者計画・障害者福祉計画及び障害児福祉計画	1	課	計画策定			
	虐待防止連絡協議会 実務者会議 個別支援会議	1 1	家 家	情報交換 支援検討			

市町村	項目	会 議 ・ 連 絡			技術的支援		
		会 議 名	回数	職種	主なテーマ	事業名	回数
睦沢町	健康づくり推進協議会	1	医	事業報告・事業計画			
	虐待防止等対策ネットワーク会議	1	医	情報交換			
	実務者会議	1	家	情報交換			
	個別支援会議	1	家	支援検討			
	障害者計画推進協議会	2	課	計画策定			
	障害・障害児福祉計画	1	課	計画策定			
長生村	健康づくり推進協議会	2	医	事業報告・事業計画			
	長生村要保護児童対策地域協議会	1	次	情報交換			
	長生村要保護児童対策地域協議会個別支援会議	2	精、保	情報交換			
	介護保険運営協議会	1	医	情報交換			
	障がい者計画等策定委員会	2	医	計画の評価と策定			
	障害者計画・障害者福祉計画及び障害児福祉計画	1	課	計画策定			
白子町	障害者計画・障害者福祉計画及び障害児福祉計画	1	課	計画策定	精神保健福祉事業(同行訪問)	2	精

項目 市町村	会議・連絡				技術的支援		
	会議名	回数	職種	主なテーマ	事業名	回数	職種
長柄町	要保護児童対策地域協議会個別支援会議	3	保、家	情報交換	精神保健福祉事業（事例検討）	6	精、保
	障害者計画・障害者福祉計画及び障害児福祉計画	1	課	計画策定			
長南町	健康づくり推進協議会	1	医	事業実績・事業計画 計画策定	小児慢性特定疾病児童等支援会議	1	保
	障害者計画・障害者福祉計画及び障害児福祉計画	1	課				
	虐待防止等対策ネットワーク情報交換会	1	家	情報交換			
郡市	長生郡市総合支援協議会 全体会	1	課	支援体制			
	精神障害部会	10	精、広	支援体制			
	療育作業部会	5	保	支援体制			
	相談支援担当者会議	4	広	支援体制			
	障害者差別解消支援 地域協議会	3	広	支援体制			
	長生郡5町村認知症 初期集中支援チーム 検討会	1	医	情報交換			
	長生郡市介護保険業 務検討委員会	1	課	業務検討			
長生郡市老人ホーム 入所判定委員会	1	医	要入所				

*職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、精（精神保健福祉相談員）、事（一般行政）、家（家庭相談員）、広（広域専門指導員）

15 福祉関係事業

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表15－(1) 民生委員・児童委員配置状況（令和3年3月31日現在）

（単位：人）

市町村	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
平成30年度	311	275	33	308	194	114
令和元年度	315	266	31	297	187	110
令和2年度	315	277	30	307	194	113
茂原市	164	140	18	158	100	58
一宮町	28	26	1	27	17	10
睦沢町	21	19	2	21	14	7
長生村	31	29	2	31	19	12
白子町	30	26	3	29	18	11
長柄町	17	15	2	17	13	4
長南町	24	22	2	24	13	11

(2) 行旅病人及び行旅死亡人

ア 行旅病人及び行旅死亡人取扱制度

行旅病人及び行旅死亡人取扱制度は、明治 32 年 7 月 1 日施行の行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき開始された制度で、行旅病人、その同伴者及び行旅死亡人の同伴者の救護等を目的としている。

なお、生活保護法による生活扶助及び医療扶助との関係については、行旅病人であっても生活保護法を適用することが可能なものについては、保護の実施機関が同法により措置して差し支えないこととされている。

イ 管内の取扱状況

(ア) 取扱人員

当センターでは、過去 3 年間事例が発生していない状況である。

表 15 - (2) - イ (ア) 過去 3 年間の行旅病人・行旅死亡人の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
行旅病人 (人)	—	—	—
行旅死亡人 (人)	—	—	—

(3) 児童福祉

児童扶養手当及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき次の手当を支給した。

ア 児童扶養手当

ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に、長生郡内の5町1村について児童扶養手当を支給した。

(ア) 児童扶養手当受給者数

表 15 - (3) - ア - (ア) 児童扶養手当受給者数

町	受給者数 (人)	受給資格認定件数 (件)
平成 30 年度	436	61
令和元年度	413	70
令和 2 年度	415	54
一宮町	106	14
睦沢町	49	4
長生村	98	13
白子町	78	12
長柄町	36	4
長南町	48	7

(イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別

表15-(3)-ア-(イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別

(単位：世帯)

区分 年度	世帯類型別															計
	母子世帯							父子世帯							その他の世帯	
	生別母子世帯		死別母子世帯	未婚母子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯	生別父子世帯		死別父子世帯	未婚父子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯		
	離婚	その他						離婚	その他							
平成30年度	339	-	9	43	1	-	2	32	1	2	1	-	-	-	6	436
令和元年度	313	-	12	46	1	-	2	30	1	1	1	-	-	-	6	413
令和2年度	314	-	15	46	1	-	2	28	1	1	1	-	-	-	6	415

イ 特別児童扶養手当

精神又は身体に政令で定める程度の障害を有する 20 歳未満の児童を監護している父、若しくは母又は、養育者に対して特別児童扶養手当を支給した。

表 15 - (3) - イ 特別児童扶養手当受給状況

(単位：人)

区分 市町	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級
平成 30 年度	171	39	7	58	70	3	-	100	77
令和元年度	170	37	9	55	74	1	-	93	83
令和 2 年度	168	31	11	54	75	1	-	86	86
茂原市	106	18	9	32	48			50	57
一宮町	17	3	1	7	7			10	8
睦沢町	4	1	-	1	2	-	-	2	2
長生村	18	4	1	6	8	-	-	10	9
白子町	11	2	-	5	4	-	-	7	4
長柄町	6	2	-	3	2	-	-	5	2
長南町	6	1	-	-	4	1	-	2	4

(注) 1 人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(4) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子・父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図ることを目的として、母子父子寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表 15 - (4) - ア 母子・父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
平成 30 年度	-	-	1,128	-	-	-	-	-	-	-	120	-
令和元年度	-	-	1,128	-	-	-	-	-	1,000	-	-	-
令和 2 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茂原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一宮町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
睦沢町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長生村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白子町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長柄町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長南町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表 1 5 - (4) - イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
	平成 30 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和元年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和 2 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
茂原市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一宮町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
睦沢町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長生村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
白子町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長柄町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長南町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 家庭児童相談に関する支援状況

管内町村に対して、家庭相談員による家庭における児童養育等についての相談に応じ、町村等関係機関と連携を図りながら助言・指導を行った。

表 1 5 - (5) 家庭児童相談状況

(単位：件)

	相談総数 (延)	(再掲)			相談内容					令和 2 年度個別支援 会議参加回数 (延)	
		訪問	電話	面接	学校生活	家庭環境	生活習慣	障害	その他	対象者	回数
										乳幼児	3
平成 30 年度	188	66	119	3	98	66	1	15	8	中学生	5
令和元年度	335	120	211	4	139	107	12	37	40	高校生	4
令和 2 年度	339	201	131	7	140	113	29	23	34	その他	—

(6) 高齢者福祉

満百歳に対する敬老事業や、老人福祉施設入所中の公的年金を支給されない者に対し、法外援護給付金の支給を行った。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

今年度百歳になる者に対し、社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣からの祝状及び記念品を贈呈した。

表 1 5 - (6) - ア 百歳者

(単位：人)

区分 市町村	百 歳 者	左 の 内 訳	
		男	女
平成 30 年度	49	8	41
令和元年度	54	10	44
令和 2 年度	60	4	56
茂原市	35	3	32
一宮町	3	—	3
睦沢町	2	—	2
長生村	8	—	8
白子町	5	—	5
長柄町	2	—	2
長南町	5	1	4

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で、公的年金などを受給していない人に対し、法外援護給付金を支給した。

表 1 5 - (6) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

区分	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
平成 30 年度	8	399,500
令和元年度	8	376,000
令和 2 年度	4	206,800

(7) 障害者福祉

市町村が障害者福祉の向上を図るため実施する手当支給事業、または助成事業に対して補助金を交付した。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市町村が行う手当の給付に対して補助金を交付した。

表 15-(7)-ア 在宅重度知的障害者福祉手当
・ねたきり身体障害者福祉手当受給状況

区分 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数 (人)	補助金額(円)	件数 (人)	補助金額(円)
平成 30 年度	110	5,531,675	-	-
令和元年度	109	5,397,600	-	-
令和 2 年度	114	5,626,825	-	-
茂原市	76	3,710,850	-	-
一宮町	7	363,300	-	-
睦沢町	5	259,500	-	-
長生村	13	648,750	-	-
白子町	1	51,900	-	-
長柄町	6	311,400	-	-
長南町	6	281,125	-	-

イ 重度身体障害児・者日常生活用具取付費補助事業

重度障害児・者に、市町村が行う日常生活用具取付費の給付に対して補助金を交付している。

表 15-(7)-イ 重度身体障害者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数 (件)	内 容	補助金 (円)
平成 30 年度	1	移動用リフト	30,000
令和元年度	-	-	-
令和 2 年度	-	-	-

ウ 障害者差別相談事業

表 15 - (7) -ウ 障害者差別相談状況

(単位：件)

区分 年度	差別等 相談活 動件数	差別等相談活動件数の内訳						虐 待 の 相 談 件 数	そ の 他 の 相 談 件 数	条 例 周 知 活 動
		電 話	来 所 面 接	訪 問 面 接	関 係 機 関 連 絡 ・ 調 整	事 例 検 討 会 ・ 会 議	そ の 他			
平成 30 年度	82	39	-	1	41	1	-	6	33	42
令和 元年度	108	66	2	6	28	4	2	-	77	53
令和 2 年度	26	7	3		3	13	-	-	127	46

エ 地域相談員の委嘱

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」では、障害のある人に関する相談や人権擁護を行う身近な相談役として、条例に規定する各分野に優れた識見のある者を地域相談員として委嘱し、広域専門指導員と連携して相談・周知啓発活動を行っている。

表 15 - (7) -エ 地域相談員委嘱状況

(単位：人)

区分 市町村	身体障害 者相談員	知的障害 者相談員	その他 相談員	計	左の内訳	
					男	女
平成 30 年度	11	8	7	26	14	12
令和 元年度	13	8	7	28	16	12
令和 2 年度	13	8	7	28	16	12
茂 原 市	6	3	7	16	10	6
一 宮 町	2	1	-	3	2	1
睦 沢 町	1	1	-	2	1	1
長 生 村	1	1	-	2	1	1
白 子 町	1	1	-	2	-	2
長 柄 町	1	1	-	2	1	1
長 南 町	1	-	-	1	1	-

(8) 配偶者暴力相談支援事業

平成16年6月1日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づいて、配偶者暴力相談支援センターに指定され事業を開始した。

配偶者(婚姻関係と同様の事情にある者を含む)からの暴力を受けた被害者からの相談を受け、必要な助言・支援を行った。(平成22年度から、通報件数に交際相手からの暴力も含む)

表15-(8) 配偶者暴力相談支援状況

(単位:件)

区分	総相談件数			来所相談件数			電話相談件数			
	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分
平成30年度	142	133	1	55	1	47	87	82	-	70
令和元年度	191	176	2	61	-	58	130	115	-	85
令和2年度	121	99	-	38	-	35	83	64	-	56
区分	書面提出件数			来所相談証明書発行件数			交際相手からの暴力相談件数			
	通報件数			総数			通報			
平成30年度	1	-	-	5	-	-	-	-	-	-
令和元年度	1	7	7	24	-	-	-	-	-	-
令和2年度	1	-	-	24	-	-	-	-	-	-

(9) 戦傷病者の援護

厚生労働大臣から委託された戦没者遺族相談員を設置し、戦没者遺族の相談等に
応じるとともに、戦傷病者に対し補装具の支給、乗車券の交付及び医療券の交付等
援護の業務を行った。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳を所持している者からの請求に応じ、補装具の支給を行った。

表 15 - (9) - ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位：件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証 (変更)の 交付
平成 30 年度	6	-	-	-
令和元年度	4	1	-	-
令和 2 年度	1	-	-	-
茂原市	-	-	-	-
一宮町	-	-	-	-
睦沢町	-	-	-	-
長生村	-	-	-	-
白子町	1	-	-	-
長柄町	-	-	-	-
長南町	-	-	-	-

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の委託

厚生労働大臣から委託された戦没者遺族相談員が、戦没者遺族の福祉の増進を
図ることを目的に、戦没者遺族の援護の相談、必要な指導、助言、関係機関業務
の円滑なる遂行に資する業務を行った。

表 15 - (9) - イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員委託状況

(単位：人)

市町村	茂原市	一宮町・白子 町・長生村	睦沢町・長柄 町・長南町	合計
戦没者遺族相談員	1	1	1	3
戦傷病者相談員	1 (東金市・山武市・山武郡地区も分担)			1

(10) 児童手当事務指導監査

児童手当法に基づく児童手当の認定・支払事務の適切な運営を図るため、管内市町村の指導監査を行った。

表 15 - (10) 児童手当事務指導監査状況

市町村	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
茂原市	-	令和 2 年 2 月	-
一宮町	平成 31 年 2 月	-	-
睦沢町	平成 31 年 2 月	-	-
長生村	平成 31 年 1 月	-	-
白子町	平成 31 年 1 月	-	-
長柄町	-	令和 2 年 2 月	-
長南町	-	令和 2 年 2 月	-

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止

(11) 中核地域生活支援センター連絡調整会議

平成 16 年 10 月から開始した中核地域生活支援センター事業に関し、健康福祉センターはこれをサポートし、関係機関との連絡調整会議等を年 1 回を目安に、地域の実情に応じて開催する。

平成 30 年度から令和 2 年度は未開催となっている。

表 15 - (11) 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開 催 日	-
場 所	-
内 容	-
構成員・参加者 人数	-

